

公立大学法人神戸市看護大学職員の任期に関する規程をここに公布する。

2024年10月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第6号

公立大学法人神戸市看護大学職員の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項及び公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則第3条第2項の規定に基づき、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）の教員の任期に関して必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める職等)

第2条 法第5条第1項の規定により、法第4条第1項各号のいずれかに該当するものとして、法人において任期を定めて雇用する教員の教育研究組織、職、任期として定める期間及び再任に関する事項は、別表のとおりとする。

(同意)

第3条 雇用に際しては、同意書（別記様式）により、雇用される者の同意を得なければならない。

(公表)

第4条 この規程を制定又は改廃したときは、これを公表するものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行し、同日以降に雇用される者について適用する。

別表(第2条関係)

| 教育研究組織 | 職 | 任期 | 再任に関する事項 |
|--------------|----|----|----------|
| 看護学部 看護学科 | 助手 | 5年 | 再任不可 |

別記様式(第3条関係)

別記様式(第3条関係)

同 意 書

年 月 日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 様

氏名 _____

私は、公立大学法人神戸市看護大学職員の任期に関する規程第3条の規定に基づき、下記の任期により雇用されることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで